

女性活躍推進法

行動計画

計画期間：2022年4月1日から2032年3月31日

目 標：女性役職者は女性正職員の20%で、男性役職者は男性正職員の36%と、男性役職者に比べて女性役職者の登用率が低いので、女性役職者の登用率を男性役職者の登用率36%と同程度となるようにする。

- 取組内容：
- ・各部署で上司が職員の育成計画を作成し、職員に共有する。
 - ・男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
 - ・役職候補者となる男女職員に対して適時、役職育成研修を実施する。

情報公開項目

労働者に占める女性労働者の割合

2021年4月1日現在

女性労働者の割合

職 種	女性正職員	女性パート職員	女性職員 合計
介護職	39人 68%	30人 91%	69人 77%
保育職	15人 94%	10人 100%	25人 96%
事務職	9人 64%	2人 40%	11人 58%
その他	15人 88%	21人 75%	36人 80%
合 計	78人 75%	63人 83%	141人 78%

施設数	老人ホーム	2 施設
	保育園	1 施設